

# 親子関係を Gewalt という視点から考える

小玉 亮子

## はじめに

私たちはこれまで、親子のありようを愛とか愛情と  
いった言葉で語ることが多かったのではないだろうか。  
か。それに対して、愛ではなくて、権力や暴力という  
言葉で親子関係を語ることに対しては、やはり  
どこか違和感や抵抗感をもってしまおうように思う。親  
自身はもとより、子どもに接することの多い大人、す

なわち、保育や幼児教育に携わるものにとって、親子  
関係を権力や暴力という言葉で語ることに、非常な  
抵抗感があるのではないだろうか。

しかしながら、以下ではあえて、権力や暴力という  
言葉を使いながら、親子関係について考えてみたいと  
思う。もし、そのことよって、気がつくことがある  
ならば、親子関係にとってまちがいがなくそれは重要な  
ことだと思うからだ。

## 1. Gewalt (ゲバルト) という言葉から

権力という言葉は、『広辞苑(第五版)』では、「他人を押さえつけ支配する力。支配者が被支配者に加える強制力」となっている。この定義はきわめて多義的で、いろいろな局面に使い分けられることが予想される。例えば、英語にする「powerやforce」あるいは、authorityであったりするのだが、ここでは、さしあたり、ドイツ語のGewalt(ゲバルト)という言葉 を想起してみたい。

といったとたんに、ますます、眉をひそめる大人たちがいるのではないだろうか。というのも実は、ゲバルトという言葉は、国語辞典などにも載っているような日本語として使われる言葉でもあるからだ。例えば、『広辞苑(第五版)』にも掲載されていて、そこでは、「威力・暴力の意」国家権力に対する実力闘争。ゲバ。主に学生運動でいう」となっている。こういった

た日本語での使われ方では、ゲバルトという言葉は、大人と子どもとの関係を考えようとする試みにとつて、あまりに不適切に思われるのは当然のことである。

しかしながら、もちろんドイツ語のGewaltには、このような日本語での使われ方のみでない、多様な意味が含まれている。試しに、『新コンサイス独和辞典』でGewaltを引いてみると、「権力、権限、支配力、制御」等といった訳語があることがわかる。そして、注目したいのは、そこには、die *altenliche Gewalt* という言葉があり、それは、日本語では、親権という意味であることが書かれている点である。

実は、注目したいのはこの点である。現在、親権という言葉は、親子関係を表す重要な言葉として広く人々に認識されているといっているだろうか。たとえば、それは、離婚の場面などでよく耳にする。離婚に際して、親権はどちらの親がとり、養育権はどちらがとつた、等々。

「Gewalt」という言葉こそが、日本民法の「親権」のドイツ語の語源に他ならない。この親権を日本において最初に規定したのは、明治民法であり、大幅な改正はされたとはいえ、それが現在の民法の一定程度基礎を形づくったといってもいい。この明治民法は、当初はフランスモデルで構想されていたのだが、それを廃棄して、ドイツモデルでつくられたことはよく知られるところである。つまり、近代日本民法における親権の語源はドイツ語のGewaltであったということができる。

ただし、実をいうと、現在のドイツの民法には、die elterliche Gewaltという言葉はない。一九七九年になされた民法改正以降、Gewaltという言葉は使われなくなり、代わって今では、Sorgeという言葉が使われるようになっていた。Sorgeとは、英語でいうとcareやworryにあたる言葉で、配慮、世話、あるいは、心配といったことを意味するのである。ドイツ語で

も、親子関係にGewaltを使うのは時代に合わないと考えられるようになったために改正されたといつていいだろう。

とはいえ、つい最近までGewaltという言葉が使われていたこと、そして、もともと親権が親の絶対的権力、すなわち生殺与奪の意味をも含みこんでいたことを思い起こすことは重要であると思われる。

## 二、出生と暴力をつなぐ理解について

この「生殺与奪の権」という言葉は、古代ローマ法における親権がいかに強大なものであったのかを示す表現である。つまり、法的に子どもの生命さえ、親の自由になるということを表している言葉であるといつていい。もちろん、このような強大な法的権力は、それほど時を待たなくても、きわめて早い時期から縮小



化していく。法制史の語るところによると、親の子どもに対する権限の絶対性は、国家がその形を整えるにしたがつて制限されてきたのである。

ドイツの *die elterliche Gewalt* という言葉が *Sorge* に変わったのは、まさに、その強大な権力が今日限りなく弱められたことを示すということもできよう。

しかしながら、親権が *Gewalt* という言葉で表されてきたということは、それが、権利であると同時に、暴力という言葉にも置き換えることをしめしている、といったら言い過ぎであろうか。

今日、もちろん、かつてのような生殺与奪の権としての親権は、法的にみとめられていない。しかしながら、現在の親たちには、まったくそのような権力ないし、暴力の発露がないかといえば、必ずしもそうではないのではないだろうか。そのことについて、示唆的な議論を展開している人の一人に、芹沢俊介がいる。

「どうしてこんな身体に生んだのか」。

芹沢は、こういう子どもからの問いを「イノセンス（責任がない）」という言葉に置き換えつつ、親子関係の圧倒的な非対称性、すなわち、子どもの側の「根源的受動性」を明らかにしている。<sup>2)</sup>

すなわち、それは、芹沢の言葉によれば、「受胎から生誕に至る過程に少しも自分の意思が関与していない」という意味」であり、「生んだこと、生んでしまったことの暴力」であるという。

同じ受動性を明らかにしたものに、吉野弘の詩がある。

少年の思いは突飛しやすい。その時 僕は  
へ生まれる」ということが まさしくへ受身」で  
ある訳を ふと 諒解した。僕は興奮して父に話  
しかけた。

——やっぱり I was born なんだね——

父は怪訝そうに僕の顔をのぞきこんだ。僕は繰り返した。

——I was born so。受身形だよ。正しく言うとなんは生まれさせられるんだ。自分の意思ではないんだね——(吉野弘「I was born」<sup>3)</sup>より一部抜粋)

吉野のこの詩は、国語の教科書にも掲載された有名な詩であるが、学校教育の場でそれがとりいれられたのは、この詩のすばらしさのみならず、この詩のテーマが、子どもの出生によって命をなくした母と母への子どもの思慕(あるいは感謝を)を描いたものであったからだ。しかしながら、詩のすばらしさがよりいっそう、母を失った子どもにとって、その出生と同時に、母を自分の誕生のせいで失ったという状況の二重の抗いがたさ、あるいは、回収し得ない暴力を描いているといったら、それはあまりに不適当な解釈なのだろうか。

### 三、命名と権力について、二つの物語から

出生に関して子どもにはなんら決定権がないことは見てきたとおりだが、加えて、一生かかえていくであろう自分の名前にもなんら関与できないことを考えてみたい。

日本の作品としてアカデミー賞の一つをとったことで記憶に新しい宮崎駿監督のアニメ映画『千と千尋の神隠し』では、名前が重要なテーマであったことは、多くの人の知るところである。この映画のストーリーは、両親とともに異世界に迷い込んだ主人公の十歳の少女、千尋が生き延びて、豚になった両親を救うために神様の湯屋で働くというものである。働くにあたって、千尋は湯屋の経営者である湯婆婆と労使契約を結ぶが、契約書に書かれた千尋の名前をみた湯婆婆は、次のように言う。<sup>4)</sup>

湯婆婆「ふん、千尋というのかい。贅沢な名だ

ね。」

千尋  
・・・

湯婆婆「いまから、おまえの名は千（せん）だ。」

「いいかい、千だよ。わかったら、返事を

するんだ、千！」

こうして、主人公の千尋は自分の名前を奪われ、千として働き始めることになる。そして、千は自分の力で働き、勇気をもって困難に立ち向かい、最後には、自分の力で千尋に戻ることにするというストーリーとなっている。

とはいえ、この物語の中で、「名前を奪われる」のは主人公だけではない。主人公の味方となって力を貸す少年ハクもまた、名前を奪われていたことが、物語のなかで明らかにされている。少年ハクは、千尋を助け、みまもる存在であるが、最後には、千尋によって

自分の「ほんとうの名」を取り戻している。

こうして、名前を奪われ、それを取り戻す、ということがこの物語の基調となっているのであるが、ここでは、奪われることではなく、視点をずらして「名前を与える」ということの意味を考えてみたいと思う。

主人公の千尋が名前を奪われると同時に千という名を与えられたとき、名前を与えた湯婆婆の支配下に位置づけられることになる。名前が与えられることで、その世界における位置が与えられる。その世界において承認されるといってもいいだろう。そして、名前が与えられることで、名前を与えたものの支配下に入ることができるといえる。この映画では名前を与えるものと与えられるものとの関係を、とても明確に描いているといえる。

実は、宮崎駿監督の別の作品で、名前を与えることについて同じような構図が描かれているものが他にも

ある。それが、『風の谷のナウシカ』である。この物語は「火の七日間」と呼ばれる戦争によって人間たちの文明が減じたのち、ほそぼそと生き残った人々の中に生まれ、さらにやってくる人類滅亡の危機を救おうとするナウシカという少女の物語である。映画は七冊ある原作とは異なるが、映画にはならなかった原作の中に、名を与えるシーンがある。ここで名前が与えられるのは、千尋とちがって主人公のナウシカではない。

物語は、争いを繰り返している人間たちによる最終的な破滅に直面して、なお、ナウシカは人々を救う道を探すというものである。物語の中で、かつて文明を滅ぼしたのが、巨神兵と呼ばれる兵器の一つだったという設定があり、ナウシカが最後の危機に直面するに際して、この巨神兵の一つが長い時代を経て、何もかも忘れてまるで生まれたての赤ん坊のようによみがえる場面がある。巨神兵のあらたな覚醒に立ち会うナウ

シカは、次のように語りかける。<sup>5)</sup>

ナウシカ「私のいいつけを守って立派な人になり

ますか」

巨神兵 「ナル リツバナヒトニナル」

ナウシカ「ではあなたに名前をあげます 私は風

の谷の族長ジルの子ナウシカ そなた

はナウシカの子 オーマ」

こうして、ナウシカに名前を与えられることよつて、巨神兵はナウシカの世界における社会的位置と役割を与えられることになるのである。この後、巨神兵は、ナウシカの指示に従って、人類の最終的な破局を避けるべく行動していく。

湯屋を支配する湯婆婆と、人類の救世主たるナウシカと、それぞれのストーリーの中で置かれた位置はまったく異なるものである、しかし、湯婆婆と千の関

係、ナウシカと巨神兵との関係は、名前を与えるものと名前を与えられるものの関係であるという点で同じだといえる。そして、そこには、やはり指示するものと従うもののある種の権力 (Gewalt) 的關係があることが明らかになっているのではないだろうか

#### 四、おわりに

この二つの物語によって示唆されることは、「名前を与える」側と「名前を与えられる」側が対等ではないという点である。別の言葉を使うならば、そこには、当該社会の秩序を示すものと秩序に従うものの關係があるということもできる。現在では子どもの名づけについては、「子どもの名前は親の最初の愛情表現」というような言説がみられるように、親のわが子への思いを託すものとみなされている。また、子どもの名前は、ほぼ両親、または父親ないし母親が決定しているといってもいい。とはいえ、古くからそれは親に

よって独占されていたわけではない。少し前の世代では、祖父母や親類、あるいはお坊さんといった地域の尊敬されている人が子どもの名前をつけることは珍しくなかったし、制度としての名づけ親もあった。この名づけ親という制度は、親子關係以外の擬似親子關係をむすぶことによつて、子どもを取り巻く環境が複雑化される契機になっていたともいえよう。すなわち、子どもが社会の秩序に組み込まれるにあつて、親以外のルートが保障されていたといつてもいいだろう。ところが、現在では子どもに名前を与えるのは、もっぱら親である。つまり、今日、子どもを社会に結びつけるルートは、子どもの人生の始まりにおいて、親だけが独占しているということができよう。

ニーチェは、「これはこれこれである」と名前を与えることは、それを「占有」してしまふことだと述べた。そういえば、ちいさな子どもは自分のぬいぐるみに名前をつける。そのことによつて、親のものでも兄



弟のものでもなく、それが自分の占有物であることを主張しているともいえる。

先に、名前をつけることは秩序を示すものと秩序に従うものの関係を生じさせることだと論じたが、ニーチェの言葉に従うならば、あるものに名前を与えるという行為は、そのものを自らの占有下におくことと同じ意味となる。<sup>6)</sup> すなわち、名前を与えるものと名前を与えられるものの間には、まさに権力関係があると  
いっている。

現在では、Gewalt（権力・暴力）という言葉は、もはや、法的な親子関係を語る場面で使われなくなった言葉である。しかし、親子関係の関係をその成り立ちから考えるならば、それはなお、決して回避できないテーマであるといえるのではないだろうか。しかも、出生という最初の場面で、子どもを社会に結びつける回路がもつばら親に限定されているような現代においては。

## 付記

本稿三および四は、小玉亮子「名前と社会の様々な関係」木村涼子・小玉亮子共著『教育／家族をジェンダーで語れば』（白澤社 二〇〇五）より、一部を改訂したものである。詳しくは本書をあわせて読んでいただければ幸いである。

（横浜市立大学）

## 引用文献

- 1) 小玉亮子「近代ドイツの親子関係と懲戒権」牧柁名ほか編『懲戒・体罰の法制と実態』学陽書房 一九九二
- 2) 芹沢俊介『母という暴力』春秋社 二〇〇一
- 3) 『吉野弘詩集』角川春樹事務所 一九九九
- 4) 宮崎駿『千と千尋の神隠し』第二巻 徳間書店 二〇〇一
- 5) 宮崎駿『風の谷のナウシカ』第七巻 徳間書店 一九九五
- 6) ニーチェ『道徳の系譜』岩波書店 一九四〇